

肥料価格高騰対策(令和5年秋肥)のごあんない

～肥料価格高騰に直面する農家の皆様を支援します～

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の肥料費を支援します。(神奈川県単独事業)



支援の対象となる肥料

令和5年6月から令和5年10月に購入した肥料(秋肥として使用する肥料)※ が対象です。

(※)肥料法に基づく肥料が対象。令和4年度事業(秋肥)を申請された農業者は申請済みの肥料費(令和4年6月～4年10月の肥料費)に基づき助成額を計算します。

支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費について、その**5割(県助成)**を支援金として交付します。

支援金 =

$$\left[\begin{array}{c} \text{事業期間の肥料費} \\ \left[\text{※} \right] \end{array} - \begin{array}{c} \text{事業期間の肥料費} \div \text{価格上昇率} \div \text{使用量低減率} \\ \left[1.23 \right] \quad \left[0.9 \right] \end{array} \right] \times 0.5$$

※事業期間の肥料費について(令和4年度秋肥の肥料高騰対策事業を申請済みの場合(注1))

令和4年秋肥の申請済金額 × 0.792(注2) × 秋肥を利用する作付面積の変動率(注3)

(注1) 申請していない場合は令和5年6月から令和5年10月に購入した肥料費により申請します。

(注2) 0.792 = 1.1(令和4年秋肥⇒4年春肥の化成肥料価格推移) × 0.72(4年春肥⇒5年秋肥の同価格推移)

(注3) 令和5年度秋肥を利用した作付面積 / 4年度秋肥を利用した作付面積(面積変動がない場合は1)

申請に必要なもの

次の書類があれば申請できます。

<共通>

- ① 県肥料高騰対策補助金申請書(参考様式第2号)
- ② 申請書を受領する場合の参考例(任意様式)
(市町村から支援金を受領している場合はそれを示す書類)

<令和4年度に申請していない場合>

- ③ 秋肥:令和5年6月～10月に注文した肥料の購入価格がわかる書類
(注文票、領収書、請求書等)
- ④ 化学肥料低減計画書(低減に向けた取組に2つ以上取り組むこと)

※4年度秋肥を申請済みの方についても、提出済みの「化学肥料低減計画書」に記載の取組を確実に実施してください。別途、取組み状況の報告とともに証跡資料(農業日誌等)の提出を依頼します。

次のページを参照



農業者の皆様に記入いただくもの(令和4年度に申請していない場合)



※令和4年度秋肥を申請済みの場合、本書類の再提出は不要です。

化学肥料低減計画書

作付概要

作物名	作付面積 (ha)
〇〇〇	
〇〇〇	
その他	
計	

氏名(法人・組織名)

1. 実施する(してきた)取組メニューに「○」を付してください。
2. 「令和5年度取組」には、実施する取組メニューが2つ以上必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。

取組メニュー	令和3年度までの取組	令和6年10月末までの取組
ア 土壌診断による施肥設計	○	○
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用	○	◎
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥の利用)		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		

「令和6年10月末までの取組」欄のうち、取り組めるものに○を記入してください。

- 2つ以上に○が付けばOKです。
- これまで既に取り組んでいるものもカウントできます(その場合、1つ以上は、新しい取組または従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。)

私は、添付した領収書(請求書)等記載の肥料(肥料費)について以下のとおり、確約します。

令和5年秋肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。

※チェック欄にチェックした上で署名してください。

氏名(自署)

(注) 事業期間の肥料費は、令和5年6月～10月に発注したことを証明する書類(注文票等)と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を提出すること。
なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。

申請方法



5戸以上の農業者グループで申請してください。申請先や申請期限は、お近くの農協、または肥料販売店にお問い合わせください。

スケジュール

スケジュール(予定)は概ね以下のとおりです。

~6年1月22日(月) 申請者から取組実施者への申請

6年2月下旬~ 申請者への支援金の交付(秋肥分)

Q&A(新規申請者向け)

問 い	答 え
①化学肥料の使用量を実際に2割減らすことが支援の要件ですか。	<ul style="list-style-type: none">・ 化学肥料の2割低減に向けて、取組メニューのうち2つ以上行っていただければ支援対象となります。・ 選択された取組について、適切にフォローしていきます。
②既に化学肥料の低減に取り組んでいるため、更に低減することは難しい。	<ul style="list-style-type: none">・ 既に取り組んでいるものもカウントします。・ その際は、既に行っている取組の拡大や改善で良いので、新たな取り組みを1つ以上行ってください。
③低減に向けた取組をしたいが、準備が必要なのですぐには行えない。	<ul style="list-style-type: none">・ 原則として、令和6年10月末日までに取り組んでいただければ結構です。・ 国内資源の利用など体制整備に時間を要する取組は、期間内に取り組んでいただければ結構です。
④領収書の提出が間に合わない場合はどうすれば良いですか。	<ul style="list-style-type: none">・ 領収書が間に合わない場合は、請求書を提出いただければ、支援金をお支払いすることができます。・ 肥料を購入した農協や販売店に御相談ください。

神奈川県燃油・肥料高騰対策協議会
(JA神奈川県中央会 農業くらし対策部内)

TEL:045-680-3005 FAX:045-680-3029

手続きについてはJAさがみ営
農経済センターへ問い合わせ
ください。申請は1月22日(月)まで